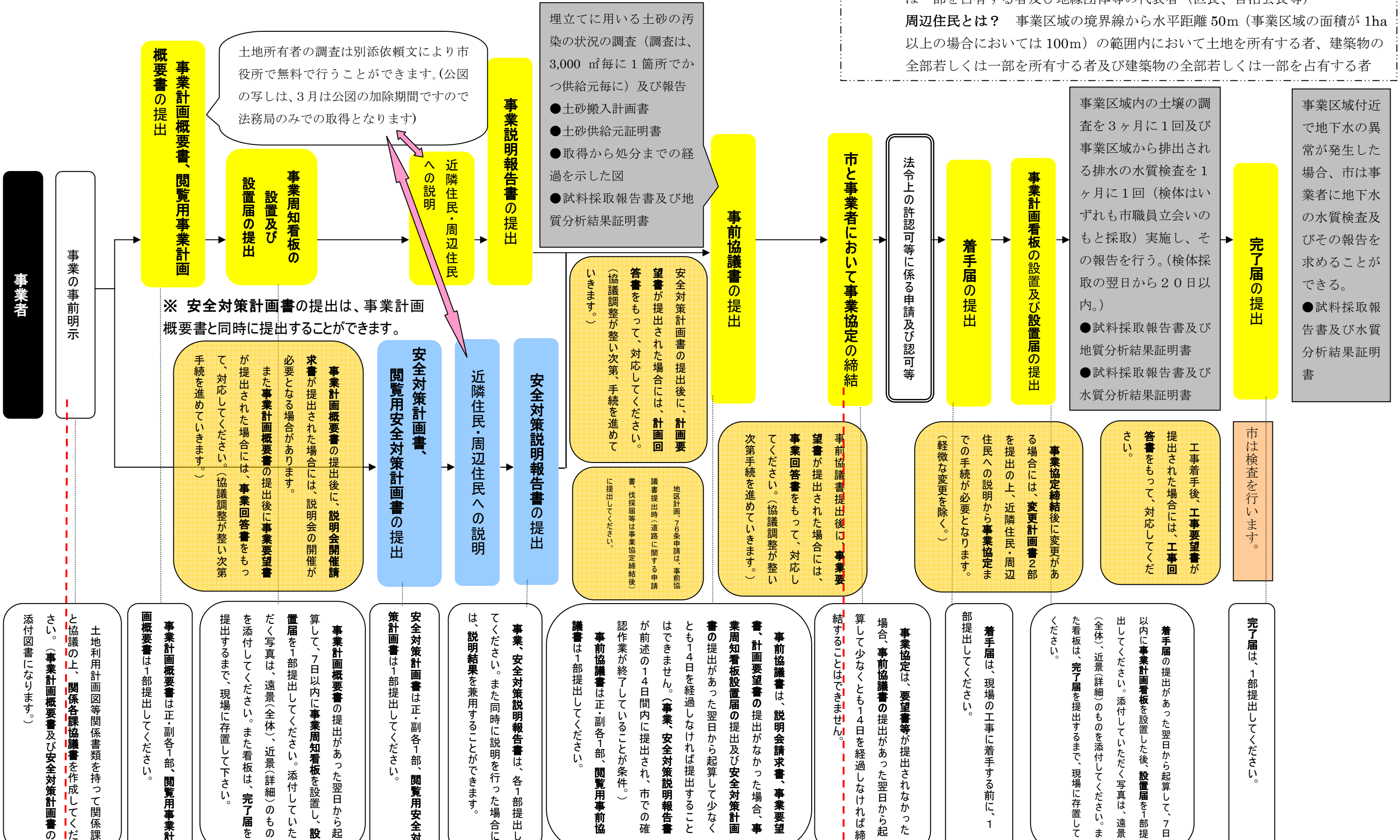


# 土砂の採取及び埋立てに関する条例適用事業における日進市開発等事業に関する手続条例に基づく「特定開発等事業」の手続の流れ(事業者向け)

※ 土砂の採取及び埋立てに関する条例で付加された事項

日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例で適用となる事業は、土地の用途又は区画形質の変更で、区域面積が500㎡以上(500㎡に満たない土砂の採取及び埋立て(以下「埋立て等」という。))であっても、当該埋立て等に供する区域面積と、隣接又は近接する土地において、同一の事業者が前3年以内に施行した、または施行中の埋立て等の区域面積と合わせて500㎡以上になるものを含む。)又は土砂の容積が500㎡以上の埋立て等です。

【参考】近隣住民とは？ 事業区域の境界線から水平距離15mの範囲内において、土地を所有する者、建築物の全部若しくは一部を所有する者、建築物の全部若しくは一部を占有する者及び地縁団体等の代表者(区長、自治会長等)  
 周辺住民とは？ 事業区域の境界線から水平距離50m(事業区域の面積が1ha以上の場合においては100m)の範囲内において土地を所有する者、建築物の全部若しくは一部を所有する者及び建築物の全部若しくは一部を占有する者



1ヶ月半から2ヶ月程度